

山梨県公報

第二千六百十七号

平成二十八年

六月三十日

木曜日

目次

- 換地計画の決定……………六〇三
- 道路の区域変更……………六〇三
- 道路の供用開始……………六〇三

公告

- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………六〇四
- 国土調査の成果の認証……………六〇四
- 農用地利用配分計画の認可……………六〇四
- 土地改良区役員の退任及び就任……………六〇七
- 公共測量の実施……………六〇八
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六〇八
- 山梨県暴力団排除条例第三十六条第五項の規定に基づく意見聴取の実施……………六〇九

告示

山梨県告示第二千三百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(三珠豊富地区矢作工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後藤 齋

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年七月一日から同月二十九日まで

三 縦覧場所

市川三郷町役場

四 異議申立期間

平成二十八年七月三十日から同年八月十五日まで

山梨県告示第二千三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳平塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市牧丘町窪平字西大庭一一六六番二地 先から 山梨市牧丘町城古寺字鶴巻四二七番一〇地 先まで	九・七 一九・一	九・七 一九・一	(メートル)	延長 (メートル)
				一七四・六
				一七四・六

山梨県告示第二千三百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町窪平字西大庭一一六六番二地先から	一八五・八	平成二十八年六月三十日

山梨市牧丘町城古寺字鶴巻四二七番一〇地先まで

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十月三十一日まで縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
--	---------------------------

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 オギノ西八幡店
 - 所在地 山梨県甲斐市西八幡字浜海道下二千六百一番地一号
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	変更後の住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
--	-------------------------------

3 変更の年月日

平成二十八年四月一日

三 届出年月日

平成二十八年五月二日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁別館二階 山梨県県情報センター

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称

旧西八代郡上九一色村

二 調査を行った時期

平成九年六月十二日から平成十六年八月二十三日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

旧西八代郡上九一色村富士ヶ嶺の一部

五 認証年月日

平成二十八年六月二十二日

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
 平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける土地 所在	面積（平方メートル）
居住し、又は所		

堀内 治	富士吉田市	富士吉田市長上吉田字久根ノ内二千九百四十六番外七筆	二、七九二
有限会社営農塾マルニ	山梨市	山梨市下井尻字飛澤二百八十七番二	一、五五二
中村 誠三	山梨市	山梨市正徳寺字欠ヶ下八百十二番外二筆	九二九
三澤 春彦	山梨市	山梨市万力字大川原千七百七十三番外三筆	一、〇二二
高野 弘法	山梨市	山梨市中村字上沼五百十八番外一筆	一、三六六
長沢 富士雄	山梨市	山梨市堀内字源田窪二千五十七番一外二筆	一、五四〇
加賀見 進	山梨市	山梨市三ヶ所字梨木六百三十五番外四筆	五、一二八
坂本 勝	山梨市	山梨市万力字寺ノ前六百六十八番二	一七六
服部 達朗	山梨市	山梨市三富川浦字見畑三百七十八番	六四三
上原 美奈	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字東ノ田四千二百七十五外一筆	一、五二八
小島 伸	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字牛池千七百四番一外一筆	三、三〇九
石井 健太郎	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字金丸三百十一番三外一筆	二、三一六
塚原 佳輔	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字中河原九百十六番一	五四六
新原農場株式会社	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字御柱二百七十七番	二、〇三〇
宇佐見 達也	北杜市	北杜市白州町花水字花水二千三百十五番外一筆	五八八
農事組合法人玉浅	北杜市	北杜市白州町花水字花水二千三百十九番	四七五
大和田 貞二	北杜市	北杜市高根町浅川字中反二千八百七十九番一他四十一筆	五三、〇一九
瀬戸 義和	北杜市	北杜市高根町小池字前田二百九十一番外一筆	三、六七五
		北杜市大泉町西井出字辻二千二百五十六番	二、三七二
		北杜市小淵沢町上笹尾字後田四千六十六番	一、四一八

農事組合法人 いずみそば組 合	北杜市	北杜市大泉町谷戸字西田 千九百五十二番外二筆	四、二〇〇
北杜市大泉町谷戸字五里 畑五千三百四十六番外一 筆	北杜市大泉町谷戸字南平 七千三百八十一番外八筆	八、四七八	一、九八六
北杜市大泉町谷戸字大和 田四千七百一番	北杜市大泉町谷戸字五里 畑五千二百十三番	九一四	八五一
北杜市高根町清里字長原 三百一番二十	北杜市大泉町谷戸字吉指 千九百九十六番	二、八三〇	二、五六三
北杜市八代町増利字向起 千二百九十一番十二	北杜市八代町南字曲田二 千二百四十一番一外一筆	五八九	一、八七〇
北杜市八代町南字曲田二 千二百四十一番一外一筆		一、三五六	

藤巻 利幸	笛吹市	笛吹市八代町永井字塚越 千六百七十二番	一、一五六
加々美 久一	甲州市	甲州市塩山上栗生野字寶 頭虜五百七十八番	一、三〇九
三枝 宗徳	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字寺 山二千三百十五番一	一、二五六
市川 久孝	甲州市	甲州市勝沼町等々力字小 泉七百九十七番一	八〇五
古屋 一夫	甲州市	甲州市勝沼町等々力字西 林千二百八十七番二	二一四
蒔田 啓悟	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字下 新田三百六番外二筆	二、〇三九
小嶋 健	甲州市	甲州市塩山上井尻字大花 堂千三百五十五番外十筆	一、九四六
相川 陽一	甲州市	甲州市塩山熊野字中道千 二百十三番外三筆	三、六六〇
阪本 勇人	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字願光 寺四百三十九番一外一筆	二、〇六〇
平山 勝也	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字願光 寺四百三十六番一外五筆	二、三九二
二重作 孝也	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字北境 田四百二十一番	一、二六一

御手洗 弘	甲州市	甲州市塩山上井尻字塚田 五十七番外三筆	二、一八六
廣瀬 一	甲州市	甲州市塩山上井尻字金山 九百十四番	四二三
夏八木 秀実	甲州市	甲州市勝沼町菱山字南庄 屋敷二千三百六十二番一	一、三三七
廣瀬 嘉仁	甲州市	甲州市塩山三日市場字東 林二千七百二十六番外一 筆	三、六五二
三浦 尚志	南都留郡鳴沢村	山梨市南字長窪二千五百 二十二番外五筆	三、二〇九

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農村対策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十八年六月二十四日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、両村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	馬場君忠	北杜市明野町上手三一〇八番 地	平成二十八年六月十二日
同	水上茂	北杜市明野町小笠原三三八〇	同

二 就任

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
小泉正明	宮川弘道	八代義政	三井弘文	上野政巳	小泉哲	篠原哲夫	横山伶	篠原俊夫	三井金彦		
北杜市明野町小笠原二〇〇〇番地	北杜市明野町小笠原三三三九番地	北杜市明野町上手一八六五番地	北杜市明野町上手四二六一番地	北杜市明野町小笠原三六五八番地	北杜市明野町小笠原四〇三九番地	北杜市明野町小笠原一五五五番地	北杜市明野町上手二〇一九番地一	北杜市明野町上手三一八一番地	北杜市明野町上手四一八九番地	番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	三井金彦	北杜市明野町上手四一八九番地	平成二十八年六月十三日
同	小泉敏成	北杜市明野町小笠原四一九七番地	同
同	深澤昌仁	北杜市明野町上手三七一四番地	同
同	窪寺勝則	北杜市明野町上手一三二〇〇番地二	同
同	伊藤吉夫	北杜市明野町上手五九五〇番地二	同
同	伊藤孝征	北杜市明野町上手一八四〇番地	同
同	清水正寛	北杜市明野町上手二三三四番地	同
同	水森栄一	北杜市明野町小笠原三三六五番地	同
同	守屋久志	北杜市明野町小笠原一四五二番地	同
同	松坂長光	北杜市明野町小笠原一六九三番地一	同
監事	藤原忠晴	北杜市明野町小笠原四二三八番地	同

同	篠原正人	北杜市明野町上手五四四三番地二	同
同	馬場正義	北杜市明野町上手一七四九番地	同
同	杉山明	北杜市明野町小笠原二二八三番地	同

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形図更新）
- 二 測量の地域 富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年五月十七日から平成二十九年三月二十四日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北杜市長坂町小荒間字小泉六百九十五の一、六百九十六の一、六百九十六の三、六百九十六の四、六百九十六の五、六百九十六の六、六百九十六の七、六百九十六の八、六百九十六の九、六百九十六の十、六百九十六の十一、六百九十六の十二、六百九十六の十三、六百九十六の十四、六百九十六の十五、六百九十六の十六、六百九十六の十七、六百九十六の十八、六百九十六の十九、六百九十六の二十、六百九十六の二十一、六百九十六の二十二及び六百九十六の二十三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 河川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区南大塚二丁目四十五番八号 株式会社セラヴィリゾート泉郷 代表取締役 江間英夫

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県暴力団排除条例第三十六条第五項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

山梨県暴力団排除条例第三十六条第五項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 主宰者（第二条―第八条）

第三章 代理人、補佐人、参考人等（第九条―第十三条）

第四章 意見聴取準備のための手続（第十四条―第十七条）

第五章 意見聴取

第一節 意見聴取の進行（第十八条―第二十六条）

第二節 意見聴取の会場における秩序の維持（第二十七条―第三十条）

第三節 証拠調べ（第三十一条―第三十九条）

第四節 意見聴取調書（第四十条―第四十一条）

第六章 雑則（第四十二条―第四十四条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 当事者 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）第三十六条第一項に規定する命令（以下「命令」という。）に係る者又は条例第三十七条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者をいう。

二 代理人 当事者の委任を受け当事者に代わって意見聴取に出頭し当事者のために意見聴取に関する一切の手続をすることができる者をいう。

三 補佐人 意見聴取において当事者又はその代理人が意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することについて当事者又はその代理人を補佐する者をいう。

四 参考人 意見聴取において、意見聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者であつて、前三号に掲げる者以外のものをいう。

第二章 主宰者

（主宰者）

第二条 条例第三十六条第一項又は第三十七条第三項の意見聴取は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が主宰する。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会が指名する公安委員（以下「指名公安委員」という。）又は次条の意見聴取官に前項の意見聴取を主宰させることができる。ただし、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由について重大な争点があると認める事案に係る意見聴取については、意見聴取官に主宰させることができない。

（意見聴取官）

第三条 意見聴取官は、意見聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる山梨県警察の職員（以下「職員」という。）で警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にある職員のうちから山梨県警察本部長が指名する。

2 意見聴取官は、意見聴取を主宰するほか、公安委員会又は指名公安委員が主宰する意見聴取につき、公安委員会から求められた場合にはこれに陪席して主宰者を補佐し、その他意見聴取に関し公安委員会から命ぜられた事務を処理するものとする。

（除斥事由）

第四条 主宰者（公安委員会が主宰者である場合）にあつては、出席する公安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。
- 二 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 主宰者が事案について参考人となつたとき。

(忌避の申出)

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を申し出ることができる。

- 一 主宰者が事案の關係人(条例第十九条又は条例第三十条第三項の規定に違反する行為の相手方をいう。次号及び第三号において同じ。)であるとき。
- 二 主宰者が事案の關係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 主宰者が事案の關係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 前項の規定により忌避の申出をしようとする者は、理由を明らかにして申し出なければならぬ。

(忌避の申出の時期)

第六条 当事者又はその代理人が第十九条第二項の規定により意見の陳述をしたときは、主宰者の忌避を申し出ることとはできない。ただし、忌避の原因を知らなかつたとき又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

(手続の停止)

第七条 主宰者は、第五条第一項の規定による忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合、その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。

(忌避の申出についての措置)

第八条 公安委員会は、忌避の申出があつたときは、直ちに、これを審査しなければならない。

2 忌避の申出に係る公安委員は、前項の審査の議決に参与することができない。ただし、意見を述べることはできる。

3 公安委員会は、忌避の申出に理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 公安委員会が主宰者である場合における当該意見聴取に出席する公安委員の忌避のとき、その公安委員を除外すること。
- 二 指名公安委員の忌避のとき、その指名公安委員の指名を取り消すこと。

三 意見聴取官の忌避のとき、その意見聴取官を交代させること。

(代理人)

第三章 代理人、補佐人、参考人等

第九条 当事者は、意見聴取に代理人を出頭させようとするときは、意見聴取の期日までに、当該代理人の氏名、住所及び当事者との関係を記載した代理人選任届出書(第一号様式)を公安委員会に提出しなければならない。ただし、第二十三条第一項の規定により意見聴取が続行される場合において、次回の期日において行う意見聴取に引き続き出頭させようとする代理人については、この限りでない。

2 前項の代理人選任届出書には、当事者が当該代理人に対して当事者のために意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付しなければならない。

(補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

一 第十四条第一項の規定により通知された期日において行う意見聴取(第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号及び第三号において同じ。) 当該通知された期日前四日

二 第十四条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前三日

三 第二十三条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日以内で主宰者が定める日

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人は、第一項の許可があつた場合には、当事者又はその代理人とともに意見聴取に出席し、意見を述べ、その他必要な補佐をすることができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

第十一条 当事者は、当事者が事案について必要な陳述をすることができないと認めるときは、相当のわきまえのある者を補佐人として付き添わせることを勧告することができる。

(参考人)

第十二条 主宰者は、当事者の申出により又は職権で、意見聴取に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者、意見聴取に係る事案の關係人その他適当と認める者に対し、参考人として意見聴取への出席を求めることができる。

2 当事者は、前項の申出をしようとするときは、第十条第一項各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、参考人として意見聴取への出席を求める者の氏名、住所及び証言の要旨を記載した申出書を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、前項の申出に係る者を参考人として意見聴取への出席を求める場合には、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。
(立会警察職員)

第十三条 主宰者は、必要があると認めるときは、意見聴取に係る事案の処理に関する事務を取り扱う職員を意見聴取に出席させ、当該職員（第二十二條第一項において「立会警察職員」という。）に対し、命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。

第四章 意見聴取準備のための手続
(意見聴取の通知)

第十四条 条例第三十六條第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による通知は、意見聴取通知書（第二号様式）を送達して行う。

2 条例第三十七條第三項の意見聴取に係る同条第四項において準用する条例第三十六條第二項の規定による通知は、意見聴取通知書（第三号様式）を送達して行う。

3 前二項の意見聴取通知書には、次の事項（前項の意見聴取通知書にあっては、第二号及び第三号）を記載して教示するものとする。

- 一 意見聴取に出頭しなかった場合の措置
- 二 代理人を選任することができる旨
- 三 意見聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる旨

4 第一項の通知は意見聴取の期日の七日前までに、第二項の通知は意見聴取の期日の五日前までにそれぞれしなければならない。

(意見聴取の公示)

第十五条 条例第三十六條第二項（条例第三十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の揭示板に揭示して行わなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による公示について準用する。
(意見聴取の期日及び場所の変更)

第十六条 第十四條第一項又は第二項の通知を受けた者（第二十三條第二項の通知を受けた者を含む。）は、病氣その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取期日（場所）変更申出書（第四号様式）により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の申出により又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、その旨を意見聴取期日（場所）変更通知書（第五号様式）により当事者に通知するとともに、公示しなければならない。

4 前条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。
(陳述書)

第十七条 主宰者は、意見聴取を効率的に行うため必要があると認める場合において、当事者の同意があるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、事案についての意見を陳述した書面（次項において「陳述書」という。）の提出を求めることができる。

2 当事者は、意見聴取の期日に先立ち、主宰者に対し、陳述書を提出することができる。

第五章 意見聴取
第一節 意見聴取の進行

(意見聴取の方法)

第十八条 意見聴取は、口頭により行う。
(冒頭手続)

第十九条 主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を告げなければならない。

2 当事者又はその代理人は、前項の規定により告げられた理由に関し、意見を述べることができる。
(証拠調べ)

第二十条 主宰者は、前条の手続が終わった後に、第三節に定めるところにより、証拠調べを行うものとする。

2 証拠調べは、第三十八條に規定する場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならない。

(釈明)

第二十一条 主宰者は、必要があると認めるときは、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又はその代理人に対し、問いを發し、又は立証を促すことができる。

(意見聴取における発言等)

第二十二条 意見聴取においては、当事者若しくはその代理人若しくは補佐人又は参考人若しくは立会警察職員以外の者は、意見の陳述又は証言その他の発言をすることができない。

2 意見聴取において発言することができる者が発言をしようとするときは、主宰者の許可を受けなければならない。

3 主宰者は、意見聴取において発言する者が事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見聴取における審理の適正な進行を図る必要があると認めるときは、その発言を制限することができる。

(意見聴取の続行)

第二十三条 主宰者は、次のいずれかに該当するときは、新たに期日を定めて意見聴取を続行するものとする。

一 天災、当事者又はその代理人の病気その他のやむを得ない理由により意見聴取を中断したとき。

二 期日において行われた意見聴取では命令をすかどるか又は仮の命令が不当でないかどにかについての決定をするに熟さないと認めるとき。

2 前項の規定により意見聴取を続行する場合には、当該新たな期日における意見聴取の期日及び場所を意見聴取続行通知書(第六号様式)を送達することにより当事者に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、当事者への通知については、意見聴取続行通知書の送達に代えて、これらの事項を口頭で告げれば足りる。

3 第十五条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

(意見聴取の終結)

第二十四条 主宰者は、前条第一項第二号に規定する決定をするに熟すると認めるときは、意見聴取を終結する。

2 前項の規定にかかわらず、主宰者は、当事者又はその代理人が主宰者の問いに答えず、その他意見を述べ有利な証拠を提出する機会を放棄したと認められるとき、又は第三十条の規定により退場を命ぜられたときは、意見聴取を終結することができる。

(意見聴取の状況の報告)

第二十五条 指名公安委員又は意見聴取官が意見聴取を主宰した場合には、これらの者は、意見聴取(第二十三条第一項の規定により意見聴取を続行した場合)にあつては、それぞれの期日における意見聴取をいう。以下この条及び第四十条第一項において同じ。)の終了後速やかに、同項の規定により作成した意見聴取調査書を公安委員会に出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。

(非公開とする場合の手続)

第二十六条 主宰者は、条例第三十六条第一項ただし書(条例第三十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により意見聴取を公開しないこととする場合には、傍聴人に対する旨を理由とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。

第二節 意見聴取の会場における秩序の維持

(傍聴についての措置)

第二十七条 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するために必要があると認めるときは、職員をして次に掲げる措置を執らせるものとする。

一 意見聴取の会場における傍聴席の数に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者以外の者の入場を禁ずること。

二 傍聴人の被服若しくは所持品を検査し、又は危険物、拡声器その他意見聴取の会場に持ち込むことが適当でないと認める物の持込みを禁ずること。

三 前号の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号の禁止に従わない者又は意見聴取における主宰者の職務執行を妨げ、その他不当な行状をすると疑うに足る顕著な事情が認められる者の入場を禁ずること。

(指示等)

第二十八条 主宰者は、傍聴人の意見聴取の会場への入場又は退場に際し、職員をして傍聴人に対し意見聴取の秩序を維持するために必要な指示をさせるものとする。

2 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するため、傍聴人に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

一 静粛に議事を聴くこと。

二 主宰者の意見聴取の指揮を妨害すること、意見聴取において発言する者の発言を妨害すること等により意見聴取の進行を妨げないこと。

三 不当な行状をしないこと。

四 みだりに自席を離れないこと。

五 主宰者の指示に従うこと。

(準用規定)

第二十九条 第二十七条(第二号に限る。)及び前条の規定は、第二十二條第一項の規定により発言することができる者について準用する。この場合において、第二十七条第二号及び前条中「傍聴人」とあるのは「第二十二條第一項の規定により発言することができる者」と読み替えるものとする。

(指示に従わない者等に対する措置)

第三十条 主宰者は、第二十八条第一項(前条において準用する場合を含む。)の指示

に従わず、又は同条第二項（前条において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項を遵守しない者に対し、退場その他の必要な事項を命ずることができる。

第三節 証拠調べ

（証拠書類等の提出）

第三十一条 当事者又はその代理人は、主宰者に対し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（物件の提出要求）

第三十二条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

（参考人の証言）

第三十三条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、参考人に証言をさせることができる。

（鑑定）

第三十四条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、適当と認める者に、鑑定を求めることができる。

（検証）

第三十五条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、検証をすることができる。

（証拠調べの申出の方式）

第三十六条 当事者又はその代理人が第三十二条から前条までの規定により証拠調べを申し出ようとするときは、証拠及びその内容と証明しようとする事実との関係を具体的に明らかにして行わなければならない。

（証拠調べの申出の却下）

第三十七条 主宰者は、証拠調べの申出が次のいずれかに該当するときは、当該申出を却下することができる。

一 証拠調べの申出が前条に定める方式によらないとき。

二 申出に係る証拠調べが必要と認められないとき。

三 証拠調べの申出が当事者又はその代理人の故意又は重大な過失により時機に後れたため、これを行う場合には意見聴取の終結が遅延すると認めるとき。

（意見聴取期日外における証拠調べ）

第三十八条 主宰者は、意見聴取における審理の適正な進行を図るため必要があると認めるときは、意見聴取の期日外において、第三十三条の規定により参考人に証言をさせ、又は第三十五条の規定により検証をすることができる。この場合において、公安委員会が主宰者であるときは、その指名する公安委員又は意見聴取官にこれらの証拠

調べを行わせることができる。

2 前項の証拠調べを行おうとするときは、主宰者は、あらかじめ、その日時及び場所を当事者に書面により通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、これらの事項を口頭で告げれば足りる。

3 第一項の証拠調べを行った主宰者（同項後段の規定により公安委員又は意見聴取官に証拠調べを行わせた場合にあつては、これらの者）は、証拠調べの終了後、次に掲げる事項を記載した証拠調べ調書（第七号様式）を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。

一 一事案の件名

二 証拠調べを行った日時及び場所

三 証拠調べを行った者（公安委員会が証拠調べを行った場合にあつては、それに参与した公安委員）の職名及び氏名

四 証拠調べに立ち会った者の氏名及び住所

五 参考人の証言の要旨又は検証の概況

4 第二十五条の規定は公安委員又は意見聴取官（これらの者が主宰者である場合を含む。）が第一項の証拠調べを行った場合について、第四十条第二項及び第四十一条の規定は前項の規定により作成された証拠調べ調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは「第三十八条第三項の規定により作成した証拠調べ調書」と読み替えるものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第三十九条 主宰者は、第三十一条の規定により証拠書類若しくは証拠物の提出を受けたとき又は第三十二条の規定により物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（第八号様式）を作成しなければならない。

一 一事案の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出をした者の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物件又は物件（以下この条において「証拠書類等」という。）の標目並びに所有者の氏名及び住所

2 主宰者は、前項の規定により提出物目録を作成したときは、その写しを提出者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請求書（第九号様式）と引替えに行わなければならない。

第四節 意見聴取調書

(意見聴取調書の作成)

第四十条 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した意見聴取調書(第十号様式)を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。

一 一事案の件名

二 意見聴取の期日及び場所

三 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席した公安委員)の職名及び氏名

四 出席した当事者又はその代理人、補佐人及び参考人の氏名及び住所

五 意見聴取の進行の要領

六 当事者又はその代理人の第十九条第二項の規定による意見の陳述その他の発言の要旨

七 提出された証拠の標目及びその証拠調べの有無並びに証拠調べを行った証拠の内容

八 参考人の証言の要旨

九 検証の概況

十 意見聴取を公開しないこととした場合には、その旨及びその理由

2 意見聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

(意見聴取調書の閲覧)

第四十一条 当事者又はその代理人は、前条第一項の意見聴取調書を閲覧することができる。

第六章 雑則

(意見聴取の公示に伴う措置)

第四十二条 公安委員会は、第十五条第一項に規定する公示又は第十六条第三項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)若しくは第二十三条第二項の規定による公示をした場合においては、一事案の件名並びに当事者の氏名及び住所を記載した書類を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(意見聴取の再開)

第四十三条 公安委員会は、意見聴取が終了した後において、命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。

2 前項の規定により改めて意見聴取を行う場合には、意見聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の手続については、前各章及び前条の

規定の例による。

(書類の送達)

第四十四条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達するものとする。

2 山梨県暴力団排除条例施行規則(平成二十三年山梨県公安委員会規則第二号)第十八条及び第十九条の規定は、前項の送達の方法及び送達に係る記録の作成について準用する。

附則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

代理人選任届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日に

において行われる

意見聴取については、次の者を代理人に選任したので、私に代わって出頭させます。

記

代理人

住所

氏名

(歳)

職業

当事者との関係

注 代理人に対して意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。

梨公委発第 号

意見聴取通知書

年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

あなたに対し、山梨県暴力団排除条例第35条第1項の規定による命令に係る同条例第36条第1項の意見聴取を、次のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。

記

意見聴取の期日	
意見聴取の場所	
命令をしようとする理由	

意見聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで命令をすることがあります。
- 2 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式（第14条関係）

意見聴取通知書

梨公委発第 号

年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

あなたに対し、山梨県暴力団排除条例第35条第2項の規定による仮の命令に係る同条例第37条第3項の意見聴取を、次のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。

記

意見聴取の期日

意見聴取の場所

仮の命令をしようとする理由

意見聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで命令をすることがあります。
- 2 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

期日 意見聴取 変更申出書 場所 年 月 日 山梨県公安委員会 殿 住所 氏名 ㊟ 年 月 日に において行われる意見 聴取の 期日 については、次のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ま 場所 します。 記	
意 見 聴 取 の 件 名	
理 由	

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

第5号様式（第16条関係）

梨公委発第 号

期 日

意見聴取 変更通知書

場 所

年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

年 月 日付け、梨公委発第 号で通知した意見聴取の 期 日
場 所 を

次のとおり変更したので通知します。

記

意見聴取の件名		
意見聴取の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見聴取の場所	変 更 前	変 更 後

注 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

意見聴取続行通知書

年 月 日

殿

印

年 月 日に

において

行った意見聴取を次のとおり続行するので通知します。

記

意見聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見聴取の場所	

第7号様式（第38条関係）

証拠調べ調書

第 号

年 月 日

印

事 案 の 件 名

証拠調べを行った日時

証拠調べを行った場所

証拠調べに立ち会った者の
氏 名 及 び 住 所

参考人の証言の要旨
又は 検 証 の 概 要

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

提出物目録

年 月 日

㊟

山梨県暴力団排除条例第 36 条第 5 項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 31 条又は第 32 条の規定により提出者が提出した次の目録の物件を受領した。
記

事 案 の 件 名				
提 出 者	氏 名			
	住 所			
提出を受けた年月日		年 月 日		
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職	氏名		㊟

第9号様式（第39条関係）

還付請書

年 月 日

殿

住所

氏名

印

次の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録

番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職		氏名	印

注 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。

(表)

意見聴取調書		第 号 年 月 日 印
事 案 の 件 名		
意 見 聴 取 の 期 日		
意 見 聴 取 の 場 所		
当事者の氏名及び住所 (代理人・補佐人の 氏名及び住所)		
参考人の氏名及び住所		
意見聴取の公開の有無 (公開しないこととした 場合にはその理由)		

(裏)

意見聴取の進行要領

Form area with horizontal dashed lines for text entry.

- 注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 意見聴取を公開しないこととした場合における非公開に係る部分の意見聴取調書については別とじで作成すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番